

特定化学物質の取扱量 集計結果(平成30年度 北本市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	8	3	218,540	5	540	0	218,000
1	80	キシレン	9	2	1,001,990	2	1,990	0	1,000,000
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	8	3	675,700	4	700	0	675,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	7	6	50,100	7	0	0	50,100
1	300	トルエン	11	1	2,196,330	1	6,330	0	2,190,000
1	308	ニッケル	1	8	640	11	640	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	8	3	712,900	3	900	0	712,000
1	400	ベンゼン	7	6	135,000	6	0	0	135,000
3	21	硝酸	1	8	5,400	10	5,400	0	0
3	35	メタノール	1	8	6,400	9	6,400	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	15,000	8	15,000	0	0
		合計	—	—	5,018,000	—	37,900	0	4,980,100

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。